

徳島県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の一の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があつた。

令和八年一月九日

徳島県知事 後藤田 正純

名 称	所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日	旧
				新
南海病院	鳴門市鳴門町土佐泊 浦字高砂五	医療法人敬愛会	令和七年九月 二十二日	タル 屈の音ホスピ
中村耳鼻咽喉科 科クリニック	板野郡北島町高房字 百広花二三 一	医療法人楓椿会	同 二十一日 十月	いわさき耳鼻 咽喉科